

これまで、国や県の専門家会議の提言や文部科学省のガイドラインを踏まえ、感染防止対策にも万全を期した上で、子どもの学習機会の確保を図り、教育活動を行ってきました。

しかしながら、これまでの本市の感染状況を踏まえる中で、本日の「福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を受け、全ての市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校について学校保健安全法に基づく臨時休業を4月15日（水）から5月6日（水）まで行うことにしました。

児童生徒は、家庭学習を基本とし、児童生徒（保護者）の選択による自由登校により学習します。

4月13日、14日の2日間は授業を行わず、家庭学習計画の作成等、準備をします。学校に来るのが不安な場合は、登校されなくても欠席扱いにはなりません。その場合には、学校から準備について連絡いたします。

「家庭学習」については、教科書や教材等を活用した学習計画を作成・提示し、計画に基づいた自主学習を行います。

また、各家庭のインターネット環境に応じた、オンライン教材の活用も考えていきます。

「自由登校」については、感染防止対策を講じた上で、学年等による分散自由登校日や学力補充日を設定し、家庭学習の確認や児童生徒の質問に答えるなどの支援を行います。

また、運動場や体育館での適度な運動を行うこともできます。

引き続き、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をお願いします。

2020年（令和2年）4月12日

福山市教育委員会教育長 三好 雅章